記載要領９

診療所開設許可・届出事項中一部変更届出書（非医師（法人等）開設）の記載要領

事案	厚生労働省令で定める開設許可事項を変更した場合		
根拠法令	医療法施行令第４条第１項及び同法施行規則第１条の１４第４項		
提出期限	変更後１０日以内（変更日から起算）	様　　式	９
添付書類	１．麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写 ２．定款、寄附行為又は条例の変更 新旧定款、寄附行為（法人代表者の原本証明が必要）又は条例　若しくは 新旧対照表及び新定款、寄附行為（法人代表者の原本証明が必要）又は条例		
提出部数	１　部		
手数料	なし		

様式の記入要領	
「開設者」欄	１．住所は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ２．氏名は、法人の名称及び代表者職･氏名を記載する。 ３．電話番号は、法人の主たる事務所の電話番号を記載する。
１　診療所の名称	開設許可又は変更届されている名称を記載する。
２　開設の場所	１．住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ２．住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 ３．ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。 「〇×ビル〇階」
３　診療科目	１．医療法第６条の６及び同法施行令第３条の２に規定されている診療科名を記載する。 （参考）「広告可能な診療科名の改正について」 （H20.3.31　医政発第 0331042 号厚生労働省医政局長通知） ２．麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写を添付する。 ３．当申請で診療科目を変更する場合は、変更後の診療科目を記載する。
４　変更事項	該当する変更事項欄の□にレを記載する。
５　変更理由	変更理由を詳細に記載する。
６　変更年月日	変更した日を記載する。
①開設者の住所･氏名	１．住所は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ２．氏名は、法人の名称及び代表者職･氏名を記載する。 ※開設者の交代については、廃止･開設手続きが必要。
②名称	医療法に違反する名称でないこと。 ・原則として、開設者の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目 ・原則として、地名を使用しないこと。 ・その他、医療広告ガイドラインに反するものや、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語･合成語は認められません。

記載要領９

診療所開設許可・届出事項中一部変更届出書（非医師（法人等）開設）の記載要領

様式の記入要領	
③開設の場所	１．住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 ２．住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 ３．ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。 「〇×ビル〇階」
④診療科目	１．医療法第６条の６及び同法施行令第３条の２に規定されている診療科名を記載する。 （参考）「広告可能な診療科名の改正について」 （H20.3.31　医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知） ２．麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写を添付する。
⑤定款、寄附行為又は条例	新旧定款、寄附行為（法人代表者の原本証明が必要）又は条例若しくは新旧対照表及び新定款、寄附行為（法人代表者の原本証明が必要）又は条例を添付する。
⑥診療所の診療日・診療時間	該当する診療日に〇を記載し、当該診療日の診療時間を記載する。また休診日を記載する。

添付書類の記載要領	
定款、寄附行為、条例等	法人代表者の原本照明が必要。